

公益財団法人関西文化学術研究都市機構

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構（以下「機構」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 機構が受領する寄附金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 一般寄附金 寄附者から使途が特定されていない寄附金

(2) 特定寄附金 使途が特定された次に掲げる寄附金

① 寄附者から使途が特定された寄附金

② 機構があらかじめ使途を特定して募集する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

(寄附金の募集)

第3条 機構は常時寄附金を募ることができる。

2 機構が、前条第2号②に規定する特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次条に規定する使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金趣意書」という。）を理事会に提出し、承認を得なければならない。

(寄附金の使途)

第4条 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を機構の公益目的事業に使用し、その残額を管理費に使用するものとする。

2 前項については、寄附者にこの規定を示し、了解を得るものとする。

3 特定寄附金は、寄附者又は機構が特定した使途に使用するものとする。なお、前条第2項により募集する寄附金は、適正な募集経費を控除した残金の総額を機構が特定した使途に使用するものとする。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(寄附金の受入れ)

第5条 一般寄附金を当機構に寄附しようとする者は、別紙様式1により申し込みを行うものとする。

2 特定寄附金を当機構に寄附しようとする者は、別紙様式2により申し込みを行うものとする。

(寄附受入の制限)

第6条 機構は、寄附金が次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法律に抵触するとき
- (2) 機構の業務遂行上支障があると認められるとき
- (3) 機構が受け入れるときに、社会通念上不相当と認められるとき
- (4) 反社会的勢力に係るものからの寄附と認められるとき

(募金趣意書等の交付)

第7条 機構が特定寄附金を募集するときは、募金趣意書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、機構ホームページにおいて募金趣意書を公開することで事前交付に代えることができる。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書、礼状を寄附者に送付するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第9条 機構は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。

2 前項にかかわらず、機構ホームページにおいて収支決算書及び報告書を公開することで報告書の交付に代えることができる。

(情報公開)

第10条 機構が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等に供するものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附金に関する個人情報については、個人情報保護に関する法律その他の法令等に基づき、細心の注意をもって情報管理に努めるものとする。

(委任)

第12条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和6年5月23日から実施する。

様式 1(一般寄附金)

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 宛

寄附金申込書

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構が実施する事業の趣旨に賛同し、
下記のとおり寄附いたします。

年 月 日

寄附金額:金 円也

(ご送金予定日: 年 月 日)

※上記寄附金については、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構が定める
寄附金等取扱規程に基づき使用されることに同意します。

(〒 -)

ご住所

カガナ

お名前(団体名)

カガナ

代表者お名前(役職)

※受領書宛名への代表者名の記載について [希望する ・ 希望しない]

ご連絡先 TEL

FAX

(担当者お名前)

<受領書ご送付先> ※上記住所と異なる場合のみ、記載してください。

(〒 -)

ご住所

カガナ

宛 名

※ご寄附いただいた団体のお名前を事業報告書や HP 等へ掲載することについて○印でお示してください。なお、誠に恐縮ですが、掲載につきましては、法人もしくは団体名に限らせていただきます。

[掲載を希望する ・ 掲載を希望しない]

(銀行振込先)振込口座:りそな銀行 京都支店 普通 2882689

口座名:公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構

なお、寄附金取扱規程第6条各号に該当する者からの寄附は受け入れません。受け入れ後に寄附者が該当者と判明した場合、寄附金を返還します。

(寄附受入の制限)

第6条 機構は、寄附金が次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法律に抵触するとき
- (2) 機構の業務遂行上支障があると認められるとき
- (3) 機構が受け入れるときに、社会通念上不適当と認められるとき
- (4) 反社会的勢力に係るものからの寄附と認められるとき

様式 2(特定寄附金)

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 宛

寄附金申込書

年 月 日

寄附金額: 金 円也 (ご送金予定日: 年 月 日)

寄附金使途:

※本寄附金については、使途を上記の通り特定します。

※本寄附金については、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構が定める寄附金等取扱規程に基づき使用されることに同意します。

(〒 -)

ご住所

フリガナ

お名前(団体名)

フリガナ

代表者お名前(役職)

※受領書宛名への代表者名の記載について [希望する ・ 希望しない]

ご連絡先 TEL FAX (担当者お名前)

<受領書ご送付先> ※上記住所と異なる場合のみ、記載してください。

(〒 -)

ご住所

フリガナ

宛 名

※ご寄附いただいた団体のお名前を事業報告書や HP 等へ掲載することについて○印でお示してください。なお、誠に恐縮ですが、掲載につきましては、法人もしくは団体名に限らせていただきます。

[掲載を希望する ・ 掲載を希望しない]

(銀行振込先)振込口座:りそな銀行 京都支店 普通 2882689

口座名:公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構

なお、寄附金取扱規程第6条各号に該当する者からの寄附は受け入れません。受け入れ後に寄附者が該当者と判明した場合、寄附金を返還します。

(寄附受入の制限)

第6条 機構は、寄附金が次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

- (1) 法律に抵触するとき
- (2) 機構の業務遂行上支障があると認められるとき
- (3) 機構が受け入れるときに、社会通念上不適当と認められるとき
- (4) 反社会的勢力に係るものからの寄附と認められるとき